

労働者委員

## 審議に臨む労働者委員の基本的考え方と金額提示

1. 2023年度の地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会における目安提示の時点で加重平均1,002円となり、初の1,000円を超えた。その後、Cランク各県で目安を上回る答申が行われ、加重平均を1,004円に引き上げた。
2. この原動力となったのは、Cランクでいち早く目安プラス5円で結審した秋田県の審議会であり、厚生労働大臣による賃上げ支援の発言を引き出すとともに、Cランク各県に強いインパクトを与えたと受け止めている。
3. 過去最高の引き上げを実現した秋田県の最低賃金ではあるが、時間額は897円であり、この金額で1日8時間、月20日間働いても、月額14万3,520円にしかならず、税金や社会保険料等を控除すれば手取りはさらに減少し、これに物価高騰の影響を加えると、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む水準を確保することは極めて困難である。
4. 加えて、首都圏との格差是正も遅々として進まず、全国加重平均の1,004円とは107円、全国最高額の東京都とは216円の額差となっている。また、他県との比較においても、全国最下位は免れたものの、高知県、宮崎県、鹿児島県とともに、下から3番目の低位となっている。
5. 首都圏との格差や全国低位の水準の改善を図らなければ、秋田県の賃金は低いとの先入観がさらに広まり、若年労働者の県外流出が加速し、深刻の度合いを増している人手不足に拍車がかかることが懸念される。
6. 賃金と人口減少の相関性については、首都圏との賃金格差が大きい年ほど、県内人口の社会減拡大につながることで、総務省や秋田県の調査でも明らかとなっており、この負の循環を断ち切らなければ、秋田県の人口減少は更に加速し、地域社会の維持が困難な状況に陥ってしまう。
7. 一方、高卒者の県内就職率は、一部コロナの影響を否定できないものの、この3年間70%台で推移している。この流れを定着させ、若者が地元で働き続けられる環境を整備していくためにも、賃上げこそが最大の対策であるとの観点から、すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」を実現し、賃上げ主導による地域経済と地域社会の活性化を実現しなければならない。
8. そのためには、賃上げが困難な小規模事業所等に向けて、国や自治体の助成制度の周知・徹底を図り、積極的な利活用を促すことや、賃上げの原資を生み出す価格転嫁の取り組みを労使一体となって推進し、実効性を高めていくことが求められている。
9. こうした中、昨年6月5日、連合秋田をはじめ、秋田県や国の地方支分部局、県内経財団体、金融機関の計13団体は、サプライチェーン全体での共存共栄、付加価値の向上を図るとともに、県内中小企業・小規模事業者の稼げる力を高め、賃上げにつなげることを目的に「価格転嫁に関する協定」を締結し、取り組みを進めてきた。今年4月1日には、本協定を再締結し、取り組みの強化を図っている。

10. また、価格転嫁の重要性が浸透することに呼応して、今春季生活闘争で大幅な賃上げが行われる等、賃上げを取り巻く環境の潮目が明らかに変わり、その機運が広がりをみせている。今こそ、昨年以上に秋田地方最低賃金審議会の自主性を発揮し、「秋田県の時給1,000円」への早期到達を見据えたうえで、最低賃金引き上げの流れを堅持していかなければならない。
11. ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢の不安定化によるエネルギーコストの高騰に加え、食料品の価格も高止まりする中、国内経済はもとより、県内経済も依然厳しい状況にある事は理解しつつも、物価高は、最低賃金近傍で働く仲間だけでなく、すべての働く者の生活を直撃している。その証左として、実質賃金はリーマンショック超えの26ヶ月連続で前年割れとなっている。
12. こうした状況を打開するためには、物価高に負けない賃上げを実現するとともに、賃上げの好循環を作り出し、定着させて行くことが重要である。
13. 以上を踏まえ、地域における健康で文化的な生活の確保と地域経済の発展を目指すとともに、地域間格差を是正し、有能な人財の県外流出防止と県外からの働き手の回帰を促すために、全人口の25%が後期高齢者となり、労働力人口の更なる減少に加え、社会保障費や医療費の負担増など、社会構造が大きな転換点を迎える2025年までに、秋田県の最低賃金を2年間で1,000円とする目標を軸に、最低賃金近傍で働く労働者が深刻な影響を被る食料品の過年度物価指数が2023年平均で前年より8.3%上昇していること、加えて中央最低賃金審議会における労働者側の提示額等も考慮し、秋田県の最低賃金を67円(7.47%)以上引き上げ、「時間額964円」以上とするよう求める。

以上

令和6年7月29日

各 位

秋田地方最低賃金審議会  
使用者代表委員

## 2024年度秋田地方最低賃金審議会に臨む 使用者側の基本的な考え方及び金額提示

### 1 中小企業を取り巻く状況

中小企業庁の「中小企業景況調査」によれば、2024年4-6月期の業況判断D Iは前期比2.6ポイント増のマイナス15.7と大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価D Iは70.3と依然高い水準にある。また、日本銀行秋田支店による6月の「全国企業短期経済観測調査」での中小企業の業況判断は全産業で前回3月調査から6ポイント悪化してマイナス1、先行きについては足元からさらに2ポイント下がってマイナス3となり、製造業・非製造業とも悪化を見込んでいる。

労働需給の状況は、既出の「中小企業景況調査」によれば、従業員数過不足D Iは全産業で1-3月期比0.3ポイント改善したものの、依然としてマイナス幅は21.6と深く、特に建設業やサービス業といった非製造業において人手不足感が根強い状況にある。

物価動向については、2023年以降、消費者物価指数の上昇は減少傾向にあったものの、足元ではプラスで推移し、今年6月の持家の帰属家賃を除く総合は前年同月比+3.3%と高い水準にある。

### 2 基本的な考え方

昨年度の最低賃金は、「より早期に全国加重平均1,000円以上」を目指す政府方針や近年にない物価上昇による生計費への影響等を勘案したうえで各地方最低賃金審議会にて調査審議がなされ、全国加重平均でプラス43円、4.5%の大幅引上げとなった。秋田県においては前年比プラス44円、実に5.2%増の引上げとなり、その結果、当県の影響率は22年度に引き続き20%台に達し、中小企業・小規模事業者の経営に大きな影響を及ぼすに至ったことは周知のとおりである。

働く人の生活を支えるセーフティーネットとして、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なる。最低賃金の審議にあたっては、最低賃金法に定める三要素について、データに基づき納得感のある審議を行っていくことが極めて重要と考えている。

日本商工会議所が中小企業を対象に今期初めて実施した調査（組合のない企業が含まれている。）では、正社員の賃上げ率は3.62%となった。また、「賃上げ実施または実施予定」と回答した企業は全体の74.3%にのぼったものの、賃上げ実施企業の約6割は、業績改善が見られない中でのいわゆる「防衛的賃上げ」である。さらには、厳しい人手不足の中でも賃上げに取り組むことができない企業が相当数存在する背景には、価格転嫁の問題がある。最低賃金の審議にあたっては、原材料やエネルギー、人件費等のコスト増を取引価格に適正に反映できていない中小・小規模事業者が相当数存在する現状についても十分に考慮すべきであると考えている。

さらには、秋田県の企業倒産件数は前年度下期から急増している。とりわけ業績回復に十分な体力のない小規模・零細企業の倒産が相次いでおり、原材料価格の高騰や人員不足による人件費上昇による倒産が今後も増勢を辿る可能性が高まっている。地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支える重要なセーフティーネットでもある。企業の事業継続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、納得感のある水準に決定すべきである。

### 3 金額提示

使用者側としては、最低賃金決定の三要素を総合的に示している「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視するとの基本的な考えに変わりはない。

令和6年度の最低賃金は、現行比+28円の925円（継続労働者に限定した「第4表」③のCランクの上昇率+3.1%相当）を上限に、審議を進めてまいりたい。

(以 上)